

## 鹿 児 島 県 公 報

令和4年12月23日（金）第374号の6



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額の一部改正（※）  
（人事課取扱い） 1
- 会計年度任用職員の給料について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等及び会計年度任用職員の報酬について任命権者が人事委員会と協議して定める額の一部改正（※）  
（人事課取扱い） 1

## 告 示

## 鹿児島県告示第896号

平成17年3月29日鹿児島県告示第497号（非常勤職員のうち、報酬の額について知事が定めるものの額）の一部を次のように改正し、令和4年12月23日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和4年4月1日から適用する。

改正後の告示の規定を適用する場合においては、改正前の告示の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の告示の規定による報酬の内払とみなす。

令和4年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

表環境林務部の部公害紛争処理専門調査委員の項中「11,070円」を「11,100円」に改め、同表くらし保健福祉部の部発達障害者支援アドバイザーの項中「12,700円」を「12,740円」に改め、同表教育委員会の部文化財保護指導委員の項中「6,730円」を「6,750円」に改める。

## 鹿児島県告示第897号

令和4年3月29日鹿児島県告示第329号（会計年度任用職員の給料について任命権者が別に定める各給料表の適用範囲等及び会計年度任用職員の報酬について任命権者が人事委員会と協議して定める額）の一部を次のように改正し、令和4年12月23日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和4年4月1日から適用する。

改正後の告示の規定を適用する場合においては、改正前の告示の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の告示の規定による報酬の内払とみなす。

令和4年12月23日

鹿児島県知事 塩田康一

本則の2の表を次のように改める。

区 分		報 酬 額	
総務部	学生相談員	1時間につき3,400円	
	職員カウンセラー	日額 10,150円	
	非常勤講師	学外講師（第一部）	1時間につき5,670円
		学外講師（第二部）	1時間につき6,070円
		学内講師（第二部）	1時間につき4,650円
		実習補助員	1時間につき2,770円
臨床心理相談員	日額 10,150円		

観光・文化スポーツ部	国際交流員		月額 380,000円以内
くらし保健福祉部	医療給付専門指導員		日額 11,250円
	狂犬病予防員		日額 12,350円
	児童生活指導員	中央児童相談所に勤務し、時間額支給の報酬を受ける職員	1時間につき1,280円
		大島児童相談所に勤務し、時間額支給の報酬を受ける職員	1時間につき1,370円
		上記を除く職員	月額 176,220円
	食肉検査員		日額 15,060円
	ハブ対策専門員		日額 10,450円
	非常勤医師	小児科医（1週間当たりの勤務時間が18時間以内の者に限る。）	1時間につき6,000円
		上記を除く職員	1時間につき9,500円
	非常勤歯科医師		日額 13,570円
	非常勤獣医師		日額 12,350円
非常勤宿直員	昼間勤務	日額 5,120円	
	夜間勤務	日額 9,100円	
商工労働水産部	職業訓練講師		日額 14,560円
	知的財産活用推進員		日額 10,950円
	労働問題相談員		日額 11,850円
農政部	家畜防疫指導員		日額 14,460円
	食品加工事業者連携推進員		日額 10,950円
土木部	非常勤警備員	昼間勤務	日額 5,140円
		夜間勤務	日額 8,430円
危機管理防災局	災害応急業務嘱託員	昼間勤務	日額 9,930円
		夜間勤務	日額 15,170円